

元玉島保育所の民営化に伴う第11回三者協議会会議録

1 日 時

平成28年9月17日（土） 午前9時から

2 場 所

玉島保育園

3 出席者

- ・玉島保育園保護者 11人
- ・社会福祉法人 親和会
理事長・園長
- ・保育幼稚園課
西川課長・瀧川参事・北川保育指導主事・吉岡副主幹
- ・道路交通課
野村係長

4 案件

- (1) 今後の転回場の利用について
- (2) ログハウスの移動について
- (3) その他

5 発言要旨

- (市) 皆さん、改めましておはようございます。
本日はお忙しい中、朝早くから三者協議会に出席いただきまして、ありがとうございます。
それでは早速ですけれども、ただ今から玉島保育園の第11回の三者協議会を開会いたします。
これより議事進行につきましては、三者協議会の議長であります西川保育幼稚園課長をお願いいたします。
- (市) 改めましておはようございます。
それでは、早速ではございますが、会議次第に沿って進めさせていただきます。すみません、座らせていただきます。

まず、お手元に協議会の次第をお配りさせていただいておりますけれども、案件の1つ目でございます、「今後の転回場の利用について」でございます。

今後の転回場の利用につきましては、5月に道路管理及び工事を担当する課の職員も出席させていただき、原則、転回場の入口から5mのところから車止めを設置したいという説明をさせていただいたところ、園からは10mは必要とのご要望をいただきました。

それを受けまして、7月に園で転回場の入口から10mのところからコーンを置いていただいて、2週間程度、保護者の皆さまに試験的に利用いただいて、アンケートを実施していただいて、検討していただいて保護者会さまとして、私どもの担当にご要望をいただいております。

保護者会からのご要望を受けまして、道路管理者と調整をさせていただいて、道路管理者から一定、結論をいただきましたので、ただ今から担当からご報告をさせていただきたいと思っております。

お願いします。

(市) はい。それではまずご要望をいただいた内容を、少し今の課長の説明と重複するところもございますけれども、内容を説明させていただいて、それからそのご要望をお受けして、私どもで道路管理者と調整をさせていただいて、道路管理者からいただいた結論ということで、ご報告をさせていただきます。

まず、保護者会からご要望いただいた内容ということでございますけれども、先程も説明がありましたけれども、7月に園、法人様にもご協力をいただいて、5m、10mと区切って転回場を試用していただいて、その後、車止めの位置について保護者会でアンケートを実施していただいたということで、お忙しい中、アンケートのご協力をいただいた方、また、取りまとめいただいて、本当にありがとうございました。

アンケートの結果では、「車止めを設置しない」というご意見も多かったとお伺いしましたがけれども、これまでの三者協議会の中での道路管理者の説明ですとか、私どもとの協議の中で、「設置しない」ということは難しいだろうというご判断を保護者会にいただいて、しかしながら、送迎時には近隣の車の通行もありまして、車や自転車や人が錯綜する時間帯があつて危険であるという理由がありまして、保護者会として、安全に転回するために、以前畑があつたところの手前、3月に新しく舗装して、舗装の色が変わ

っている、新しくなっているところがあると思うのですが、そこまでは、転回スペースとして必要だろうということで、車止めの設置については、以前、畑があったところの手前、今、舗装の色が変わっているところの手前のところに車止めを設置していただきたいというご要望を私のほうに結論ということでいただきまして、そのご要望を受けまして、私どもで道路管理者と調整をさせていただいて、私どもが見せていただいた現状も紹介させていただいて、そういうことで、何回か調整させていただいて、道路管理者から結論をいただいたということで、結論としましては、保護者会の皆さまから最終的にご要望をいただいた以前の畑のところ、3月に舗装したところの手前に車止めを設置させていただくということで、ご了承を得ましたので、今、ここにご報告させていただきます。

簡単ですが、説明と報告は以上です。

- (市) ただ今、担当から報告させていただいたとおり、アンケートの結果等で保護者会で希望していただいている位置で車止めを設置することになりました。

今後、車止めの設置工事が必要となりますので、本日は道路の工事を担当しております道路交通課の野村交通安全係長も出席させていただいておりますので、車止めの設置工事について説明をさせていただきますと思います。

それでは野村係長よろしく願いいたします。

- (市) はい。すみません。座らせていただいたままで申し訳ないですが、説明させていただきます。茨木市道路交通課の私、野村と申します。工事を担当させていただきます。

車止めなのですけれども、以前あった逆のU字型の車止め、今も入口のところに置いてありますけれども、そういう形ではなくて、通常、道路で見られるガードレール、仮設的に設置して移動できるようなガードレールを設置させていただきたいと思います。

ガードレールの長さは約4mあります、道路の幅員は6mあります、それで置かせていただいて両側1mずつ空けるか、もしくはどちらかに寄せるか、それとも配分を考えるか、それは決めていただいて結構ですので、そういう形で設置させていただこうと思います。

設置位置につきましては、先程も説明がありましたけれども、前の畑があったところの位置で設置させていただくということに

なります。

あとは、時期的なものなのですからけれども、その辺はまた、ご連絡いただければ、「この日」という1日だけだったら雨とか天候の加減もありますので、何日か余裕をいただければ、その間で設置は可能ですので、分かる範囲で、できるだけ早い時期に教えていただけましたら、対応可能ですので、よろしくお願いします。

簡単なのですけれども、以上が工事の概要でございます。

(市) ありがとうございます。ただ今の工事の説明について、何かご質問等ございましたら、お受けいたしますので、何かございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。すみません、少し私のほうからお聞きしたいのですが、幅員が6mあって、横幅4mのガードレールということですからけれども、その幅を真ん中に立てれば1m、1mという話ですよ、それをどちらかに振れるというのは、もし保護者会さんからご要望をいただいたら、それは対応できるということですか。

(市) 対応できます。はい。

(市) その点については、何かご要望とか、園も含めてですけれども、もし均等にいくと1m、1mと幅があると、それを片方に寄せると2m近くとれるという形ということもいけるということなので、それは、工事の日にちと併せて、園と保護者会さんとで一定考えていただいて、そのときに日にちと併せて言っていただいても対応は可能ということでは

(市) 可能です。

(市) 今、設置の位置については、先程、日にちの分、いつがご要望かということと併せて対応可能ということなので、園と話をさせていただいて決めていただいて。

(保護者) いつ頃までに返事を
工事は運動会の後にしてもらえるのですね。

(市) そうですね。私と調整している中では、運動会が1日にあるので、それを過ぎてからということをお願いをしているので。

(保護者) 今月中に

(市) そうですね、今月中に報告していただければ。ただ、2日とか3日とか言われても少し難しいので、1週間から10日くらいは時間を空けたいのですけれども。

(保護者) はい。分かりました。

- (市) 雨とかがなければ、設置自体は1日で終わる。
- (市) 設置自体は、1日でできますので。
- (保護者) 持ってきて置く
- (市) 持ってきて置くだけなので。
- (保護者) それは、送迎の朝の時間を外していただいて、昼間にやっていただけるといことですか。
- (市) そうです。もちろん。園児が中にいる時間帯、お迎えとかがない時間帯にさせてもらいます。
- (保護者) はい。
- (保護者) 簡単に倒れたりしませんか。
- (市) コンクリート製の大きな物か、もしくは、鉄筋、専門用語ではH鋼と言うのですけれども、鉄骨の大きな部材でくりつけた物かのどちらかで設置させていただこうと思うので。
- (市) 大きいガードレールになるから、そんな簡単に倒れないですね。
- (市) そうですね。そんな簡単に倒れていたら危険なので、それはまずないです。
- (保護者) では、今月中に連絡させていただきます。
- (市) よろしくお願いします。
- (市) 一旦、私にメールでいただいたら、また調整して
- (保護者) はい。
- (市) 少しまだ、部材が色々、在庫があるのですけれども、4mと今言いましたけれども、若干の耳があったりとか、そういうことがあるので、正確な数字は現地で測ってみないと分からないのですけれども、あとは置くときに少し調整したいと思いますので、お願いいたします。
- (市) この件についてほかには、大丈夫でしょうか。はい。ありがとうございました。
- 工事に際しましては、一定期間ご不便をかけるという形になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。
- それでは、道路交通課の野村係長はここで退席させていただきます。ありがとうございました。
- (市) ありがとうございました。失礼します。
- (市) それでは、続きまして案件の2つ目でございます、「ログハウスの移動について」、園庭のログハウスにつきましては、運動会での園児の入退場の位置との関係で法人様で運動会前の移動を考えておられたということですが、保護者会の皆さまとのお話し

合いの中で、「園児の入退場の位置を考えられては」というご意見をいただいたということですので、今回、運動会前の移動については、なさらないと伺っております。

その後の移動について考えておられるということですので、法人様からご説明をお願いいたしたいと思います。

よろしく願いいたします。

(法人) はい。ログハウスというのは、子どもたちが大好きな遊具のひとつです。

春からずっと見させていただいていても、砂場の位置、砂場の道具があるところが園の左端です、ログハウスが右端にあって、子どもたちは、いっぱいおもちゃを、ザルだとかお皿を両手に抱えて歩くのですけれども、ログハウスを中心的に使うのは、2、3歳児が多いのですけれども、おもちゃを抱えて出て行くのですけれども、落としていって、ログハウスに着いたときには、1つか2つしかなかったというような現状もありまして、春くらいからそういう姿を見て、ログハウスが砂場の横にあったら、もっとじっくり遊べるのにといい思いも持つのは持っていたのです。

でも、すぐに色々は変えられないし、どういうふうにすればということは思っただけなのですが、それで現実的に運動会のシーズンになりまして、ログハウスで頭を打ったりということもあるというお話も聞いて、それであそこが広がったら、両方いいのにといい話とか、私たちも思っただけなのですが、それで保護者のかたに「ログハウスがね」という話をすると、「先生、時期も時期なので、難しいでしょう」という意見を聞いて、「だったら入退場門の位置を変えることはできないのですか」というご意見をいただいて、逆に私たちは「変えていいのですか」というような思いもしながら、「そういう発想もあるね」ということで、では変えることによって、くま組の部屋を出入口に使ったり、待機場所に使うというような、色々なことが広がって見えてきまして、それも一案だし、それでやってみようと、今は、運動会はそれでログハウスはそのままという形で、ログハウスを設置していただける業者さんがありまして、その業者さんに何社か来ていただいて、「ログハウスを移動させたいのだけれども」ということを相談しました。いかほどかかるかも含めてあるので。

そうすると、「先生、これはもう無理です。根元がほぼ腐っています」ということで、移動しても、そこでどれほどもつか分から

ないし、運んでいる途中で、ひょっとしたら壊すことになるかも知れないので、移動させて使うほどの価値もないということで、何社に見てもらっても同じことでした。

「では、これはどうしたらいいのですか、根元を補修しますか」という話も出て、補修してもあれなので、ここで朽ちてもらうのが精一杯かなという感じで、あれも公立の保育所が同時に配られたので、20年くらいになるのかなと思います。

それで、他の園でも、「今、公立さんでも買い替えの時期なので、入れ替えの時期なのです」というのも聞きまして、聞くと、ログハウスがやはり何十万円するので、うちも色々工事の予定もありますので、今年、新品を希望のところというのは少し予算的に難しいかなという色々な計算をさせていただきまして、だからあそこでしばらくは置いておいて、来年になりますか、再来年になりますかは、ちょっとまだはつきりしたことは言えませんが、そのときに入れ替えをしたいということで、最初にログハウスの移動をさせてもらえたらということで、提案させてもらいたいと言っていたのですけれども、入退場門にしても位置を変えるということで解決しましたし、子どもたちが一番あれなのですけれども、しばらくあのままでいかせてもらおうかなと思っております。

移動についての経過は、こんなところですよ。

(市) ありがとうございます。ただ今のご説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(保護者) ログハウスのことを考えていらっしゃったのですけれども、前に緊急車両の入口とか遊具の件を理事長から伺ったりもしていて、こちらからはできるだけ残して欲しい、撤去するならスプリング遊具だけにして欲しいとかという話をさせてもらったと思うのですけれども、するなら園庭を一番使わない時期とかにまとめていたらどうかなと、ちょっと思います。

それと、前にひよこ組の工事をされたときもちょっとお願いしたことで、そのときは時間がないとか、やってみないと分からないということで、全然反映されなかったのですけれども、例えば入れ替えるとなったときに、新しい遊具はどんな物とか、ビフォーアフターですね、どこにどういう向きでつける、置くとかいうことを、ちゃんと誰が見ても分かるように掲示なりしてもらいたいのです。

一応、こちらからはメールで保護者に連絡網を回すのですけれど

ども、やはり文章だけでは伝わらないことが多いので、プリントを配ったりまではしなくていいので、せめて掲示を、パッと見て分かるように手書きの絵とかでもいいので、それをしてもらえたらと。

いつ工事されるか分からないのですけれども、されるときにはそういうことを、時間もあるので今回は。

きっちり準備してもらって、見せてもらったほうがいいかなと。それから、「これなら大丈夫」と多分、保護者会としてもOKかという判断をしないといけないと思うので、皆に分かってもらった上で判断したいと思うので、それをお願いしたいです。

(法 人) はい。分かりました。

(市) 他に何か。

(保護者) 設置が来年、再来年になるか分からないということなのですが、今おっしゃったことは、民対の中では引き継いでいけると思っていますので、来年、再来年の人にも分かった上で。

(法 人) はい。また、予算は年度内に立てますので。

(市) 他に何かございますでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。それでは、続きまして最後になりますけれども、案件の3つ目、「その他」ということですが、何かございますでしょうか。

(法 人) 失礼します。こちらとしては、色々なところを手直ししたいというか、皆さんが喜んでもらえるような工事をしたいと思うのだけれども、先立つものの関係で、今、どの程度のことができるか、色々予算と見積書とをずっと見ながら限られた予算を使っている状態なので、確かなことは言えませんが、この程度はできるな、あの程度はできるなというところの工事をさせてもらっています。

今、正門を入られて右手にポンプ室があります。今、あれはもう使わないので、まず、あそこを潰して、そしてあそこに業者の納入物を入れる車も来ることがありますので、それが皆さんの送迎とぶつかったらご迷惑ですので、あそこへ業者の車を一時置くというか、通行の妨げにならないようにしたいということを考えています。

つきましては、ちょっとご理解とご協力をお願いしたいのは、潰すについては、鉄筋コンクリートですので、小さいけれども結構音が出るし、色々迷惑をかけることになるかも分かりません、

特に解体するとはこりも出ますので、その点で、この近くにお住まいのかたもおられると思うのですが、日曜日は皆さんの都合でダメなので、土曜日を入れた休日を利用してしてもらおうと。

(法 人) すみません。変更がありまして、最初は土日を使って、極力休みの日ということをお願いしていたのですけれども、やはり近所のかたと調整をすると、「せっかくの自分たちの休みの土日を使われたら、やはり皆さん不都合があるのではないか」というご意見をいただきまして、やはりうちは、もちろん朝の登園時と降園時が全体を使うので困るし、大きな音がするのは、お昼寝中は困るしというような話をさせてもらったのですけれども、車だけは、道路側からと入口のところからと両方から攻めていけば、2日もあればできる工事だとおっしゃってくださったのですけれども、先程と一緒に雨が降ったり、何かがあったりすると延びるというようなことも色々考えてくださって、平日のお昼寝のときはしないということと、道路からは許可をとってさせていただくということですから、水道のときに少し皆さんにご協力をいただいたように入口のところが半分、使えなくなると思います。

登園のときには、今よりも人も立って、皆さんの安全はきちっと確保しながらやらせていただきます。

車が入るだけなので、工事は、それこそ9時を過ぎてからしてもらうとか、そういう形でお願いを

(保護者) 車はどこに入るのですか。

(法 人) 車の大きさも私は分からないので入れるかどうか分からないのですけれども、フェンスに

(保護者) ということは、子どもたちが出入りする入口のこちら側ということですか。職員室の窓のところのスペースですよね。

(法 人) そうですね。あその間から入れる車ということで、業者のほうも悩まれておりましたけれども、「何とかするわ」というような感じではあるのですけれども、音が出ることとか、ほこりが出ることとかというのを考えたら、地域のかたの声も無視できないので、平日に

(保護者) いつになったのでしたっけ。

(法 人) 26日から運動会の前

(保護者) 予行の直前ですね。

(法 人) そうですね。26日から1週間とは言ってきて。

(保護者) それで、今の予定では2日で終わる。

- (法 人) そうなのです。順調にいけば。2、3日で済む仕事だとは聞いているのですけれども。
- (保護者) 12時から3時くらいの間は、工事の業者も休んでもらって。
- (法 人) そうなのです。
- (保護者) お迎えの時間は、やっているけれども。
- (法 人) そうですね5時半までなので、あと潰れた物を運び出すので。
- (保護者) それは危ない。
- (保護者) 前のときも聞いていたのですけれども、門の前に業者の車がしっかり停まっていて、車と車の間を中から保護者がすり抜けたり、子どもが出て行ったり、先生は立ってくださっていたのですけれども、業者の人も物を降ろしたりとかというのも見られて、当たらないかなというの聞きはしていたのですけれども、しっかり門の前を固められてしまうと見通しも悪いしと思って。
- (法 人) 車がはけてから入ってもらうように、極力、お互いに事情はあるのですけれども、子どもの安全第一ということで。
- (保護者) 業者さんの車も、遠くていいのであれば転回場で停めてもらって、台数を少なくしてもらおうとか。
- (保護者) 業者の搬入に使いたいということは、最終的には門をもう少し広げたいということですか。
- (法 人) ポンプ室の前のフェンスを出入口にしたいということです。
- (保護者) そこはまだ、ポンプ室を壊すだけで。
- (法 人) あそこにも水道管とかガス管があるので、どういう形がいいのかというのは。
- (保護者) ひよこ組が真上にちょうどあるじゃないですか、ひよこの小さい子はまだ、朝も寝ていますよね。
- (法 人) そういうこともありますね。
- (保護者) それが今、少し気になっていて、細分化して工事するのも多分大変だし、ひよこ組の寝ている子も睡眠が必要な時期だし、りす組と部屋をどうかしてもらうか何かして、対策を考えてもらって、少しでも遠いところで寝させてあげるとか考えてください。
- (法 人) はい。ありがとうございます。まず子どものことを第一に考えたいと思っておりますので。
- (保護者) 予行の日はしないですよ。28日はなしですか、予行の日は工事はしないですか、してますか。
- (法 人) それはちょっと分からないですね、月曜日、火曜日の進み具合とか。

- (市) 道路許可をとられてされるということですね。
- (法 人) そうですね。
- (市) 道路に工事で一時的に車を置いてやりますということであれば、もし前面ということであれば、今おっしゃったように門の前にと
いう形に、通常そういう形でしか多分とれないと思うのですけれど、道路工事の許可をとられるときに、転回場で車両を置く許可がとれるのであれば、一度聞いていただいて、「いや、前面しかダメですよ許可は」ということであれば仕方がないですけれども、今おっしゃっていたように、2台来られて1台でもそちらにということであれば、スペースは一定確保できるのかと思いますので、問合せをされるときには、その辺りを聞いていただいて、できるだけそういう形がとれるような形で、許可をとられるということなので、していただければと思います。
- (法 人) はい。
- (市) ほかに何かございますでしょうか。
- (市) すみません、ご報告なのですけれども、引き継ぎの体制なのですけれども、乳児担当が9月末までということになりますので、引き継ぎとしては、こちらから引き揚げさせていただくということで、12月までは、幼児担当2人と所長の3人で、また、やらせていただきますので、よろしくをお願いします。
- それと、内勤日なのですけれども、園に来るのではなくて役所で勤務してもらう日なのですけれども、今は木曜日1日だけだったのですけれども、10月、11月、12月については2日間内勤の日があって、3日間こちらに来るということになりますので、その曜日については、原則、火曜日、木曜日ということで。
- (市) 若干、生活発表会とか予行とかの加減で、今回もそうなのですけれども、園と調整して内勤日を変えるということはありませんが、基本、火曜日と木曜日とっております。
- (市) ということになりますので、よろしくをお願いします。
- (保護者) もう1件いいですか。運動会の10月1日の土曜日なのですけれども、例年、りすとひよこできょうだいがいる人は預かっていたいて、今年はどうなるのだろうかと思っていたら、土曜日の時間を書くところに上から「運動会」というのを貼ってあって、時間とかも書けない状態になっていたのですね。
- それで個人的に先生にお尋ねしたら、「個人的に言っていたらお預かりします」というお答だったのですけれども、それで

は全員分からないと思うのです。それだったら教室の前に貼り出していただくとか、「10月1日は、お兄ちゃん、お姉ちゃんがいるかたは、運動会の間はお預かりします」とか書いていただかないと、ちょっと分からないと思うのですね。

初めてのかたもいらっしゃると思いますし、土曜日がお仕事のかたは、当然あれに書かれると思うのですね。ですので、貼ったというのはどうなのかなというのがあるのですけれども、あれはどうしてああいう形になったのですか。いつ言っていたか分からなかったのですけれども。

(法 人) すみません。運動会でごきょうだいのかたをお預かりするというのは、もちろんそのように思っておりますし、多分、それで書いたのは、お仕事で平常保育を希望されるかたは、言ってくださいというつもりでやっていたと思うのですけれども。

(保護者) りすとひよこに預けているお母さんは全員、「私は預けません」とか、「私は預けます」、「私は仕事です」と言わないといけなかったということですかね。それさえも分からない状態ですよ。

(法 人) お仕事で預けられているかたは、土曜日に必ずお仕事があるというのはこちらも分かっておりますので、そのかたは、直接、「この日は運動会ですけれどもお仕事は平常どおりですか」ということは担任が聞いていると思うのですけれども、今までどおりと言うとあれですけれども、知らない人は確かにおっしゃるとおり、初めてお預けされているかたは、確かに「運動会だからダメなのかな」とか、「きょうだいはどうなるのかな」というような疑問を持たれるのは当然だと思うのですけれども、すみません、体制としては、保育する体制は立てております。

(保護者) その日、ご飯は出るのですか。昼食、上の2クラスの。12時まで一応ありますよね運動会は。そうしたらお昼ご飯は出るのですね。

(法 人) はい。

(保護者) その辺も分からないので出していただけたらなということです。

(法 人) はい。分かりました。

(市) 他に何かございましたら。

(保護者) 今後なのですけれども、日常生活において、公立からやり方を変えるとかいう案件とか、急ぎで変更したい場合とかもあると思うのですけれども、そのときは、工事を伴うものは今後も三者協議会で今までどおり話してもらって、工事を伴わない、「入場門を

どうする」とか、そういう簡単な案件とかに関しては、会長さんと民対とに言っていただいて、こちらのOKが出たら、そのままOKという感じで、一応、保護者にメールで了承をいただいたので、今後、そういう案件がありましたら、その場で、そこで話してもらって解決していきたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

(法 人) はい。お願いします。

(市) それは結構です。三者協議会ということで設置はしているのですけれども、おっしゃっているように工事を伴ったりとか、大きな改修になったとか、保育内容にかかわること、何か保育内容を変えたいということであるとか、新たな費用負担が発生するようなこと、保護者さんに費用負担をいただくようなことがあれば、三者協議会でということは設置基準にも書いてあるのですけれども、お話し合いをされて、保護者さんも法人さんも同意されていることを市が入ってどうこうということではありませんので、軽易なことであれば、日常、お話をされて、「こう変えますよ」ということであっても、特に市としても何も異存はありませんので。

早く解決したいこととか、すぐにしないといけないこととかが出てくると思うので、三者協議会を開いていると1か月待たないといけないことになってしまうので、日常の中で同意が得られることについては、そういった形で解決していただければいいかと思います。

どちらかなと思うことがあれば、また私のほうにメールをいただけたら、「市としてはこう考えます」というようなことをその場でお返しするつもりでおりますので、ご活用いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

(市) 他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。以上で本日の案件は全て終了いたしました。それではこれで、本日の三者協議会を閉会させていただきます。

なお、次回の三者協議会は、10月15日、土曜日、場所はここで午前9時から開催を予定しておりますので、ご出席いただきますよう、お願いいたします。

本日はご協力いただきまして、ありがとうございました。

—了—